

## ●契約概要のご説明(スポーツチーム総合保険)

●この保険の内容をご理解いただくための事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特別約款・特約)」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

### 1. 商品の仕組み

#### (1)商品の仕組み

スポーツチーム総合保険※は、スポーツチームの一員として被保険者が日本国内でスポーツの競技中等に生じた事故による損害等を補償する保険です。

※賠償責任保険普通保険約款(個人用)とスポーツチーム総合特別約款により補償内容を定めています。

#### (2)被保険者の範囲

スポーツチーム総合保険の被保険者の範囲は、スポーツチームの構成員で、保険申込書の被保険者欄に記載の方となります。

### 2. 基本となる補償・支払限度額・保険金額の設定等

#### (1)保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合

保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合は、中面記載の「保険金をお支払いする主な場合/お支払いの対象となる損害の範囲/お支払いする保険金の額」および「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。詳細は、「普通保険約款・特別約款・特約」をご確認ください。

#### (2)セットできる主な特約とその概要

野球チーム、ソフトボールチームには、通院保険金フランチャイズ特約がセットできます。特約の詳細と保険料については、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

#### (3)支払限度額・保険金額の設定

お客様の支払限度額、保険金額は、保険申込書をご確認ください。

#### (4)保険期間および補償の開始・終了時期

①保険期間:1年間です。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。また、実際に契約する保険期間は、保険申込書をご確認ください。

②補償の開始:始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)になります。

③補償の終了:満期日の午後4時に終わります。

### 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1)保険料の決定の仕組み

保険料は、支払限度額、保険金額、保険期間等により決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。

#### (2)保険料の払込方法

保険料の払込方法は一時払となります。ただし、ご契約内容によっては分割払を選択いただけます。分割払の場合、一時払に比べて保険料が割増となります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

### 4. 満期返りい金・契約者配当金

この保険には満期返りい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約と解約返りい金

ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または当社まで速やかにお申し出ください。

(1)ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返りい金として返還します。

(2)解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返りい金を返還します。ただし、解約返りい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

(3)始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。

## あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP

スポーツチーム活動中の賠償・ケガのリスクに備えたい方に。

スポーツチーム総合保険

平成25年10月以降保険始期用

# スポーツチーム 総合保険



### 事故時の連絡窓口について

#### 事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

**0120-985-024(無料)**

※受付時間[365日24時間]

※IP電話からは**0276-90-8852(有料)**におかけください。

※おかげ間違いにご注意ください。

### 指定紛争解決機関について

#### 当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)  
[ナビダイヤル]  
**0570-022-808**

※受付時間[平日 9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]

※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。

※おかげ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

### ご注意いただきたいこと

#### 〈万一、事故が発生した場合の手続き〉

・賠償損害、見舞費用損害、臨時費用損害にかかる事故が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。また、傷害(ケガ)にかかる事故が発生した場合には、事故発生日から30日以内に代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

#### 〈示談にあたって〉

・スポーツチーム総合保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

賠償事故にかかる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

●このパンフレットは「スポーツチーム総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特別約款・特約)」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問い合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

T150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101(大代表)

<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>



# スポーツチーム活動中の賠償事故・傷害事故の補償はもちろん、見舞費用や臨時費用もお支払いします。

「保険金をお支払いする主な場合/お支払いの対象となる損害の範囲/お支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」について

## 賠償事故 (賠償責任補償条項)

【事故例】  
スポーツチームの練習中、メンバーの打ったボールが路上の通行人に当たりケガをさせてしまった。  
(注)事故の状況等によっては保険金をお支払いできない場合があります。

チームメンバーがスポーツチームの活動中に誤って他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して次の保険金をお支払いします。

【お支払いの対象となる損害の範囲】  
(1)損害賠償金 (2)損害防止費用 (3)権利保全行使費用 (4)緊急措置費用 (5)協力費用 (6)争訟費用  
(注1)賠償金額の決定については、事前に当社の承認が必要です。  
(注2)被害者側に過失がある場合は、過失相殺などにより被害者側の損害額に比し、保険金が少なかつたり、まったくお支払いできないことがあります。

なお、法律上の損害賠償責任が発生しない場合、同一スポーツチーム内の他の被保険者以外の対人事故については「見舞費用」の支払対象となります。

右ページ【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

## 傷害事故 (傷害補償条項)

【事故例】  
試合中にチームメンバーが相手チームのプレーヤーの打ったボールを追いかけて転倒し思わぬ大ケガをしました。



スポーツチームの活動中に急激かつ偶然な外来的事故(ボールが当たったり転倒したりした場合など。野球肘など長年体に負担をかけることにより出た障害は含みません。)によりチームメンバーがケガをした場合に、保険金額(ご契約金額)を限度として次の保険金をお支払いします。

●死亡保険金…事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額(既に支払われた後遺障害保険金がある場合はその額を差し引いた額とします)をお支払いします。

●後遺障害保険金…事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~10%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

●入院保険金…ケガを被ったことにより、入院※1した場合等に、入院日数に対して1日につき入院保険金額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を限度とし、180日を経過した後の入院に対しては、保険金をお支払できません。

※1 入院とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

●通院保険金…ケガを被ったことにより、通院※2した場合に、通院日数に対して、1日につき通院保険金額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日を限度とします。

※2 通院とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない薬剤・診断書・医療器具等の受領等のためのものは含みません。通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭帯損傷等のケガを被った特定の部位を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときは、その日数について、通院をしたものとみなします。

(注)治療とは医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます。

右ページ【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

## 保険金をお支払いできない主な場合

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任\*

\*レンタル用品など、借りたり、預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金をお支払いできません。

●被保険者と世帯同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任

●被保険者の使用者(被保険者がスポーツの競技、練習または指導の補助者として使用する者を除きます)が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任

●地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任

●排水または排気(煙を含みます)に起因する損害賠償責任(不測かつ突發的な事故によるものを除きます)

●原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任(医学的、科学的もしくは産業的利用に供されるラジオアイソトープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません)の原子核反応または原子核の崩壊等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます)

●航空機または船舶・車両(原動力が専ら人力であるものを除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など

## 保険金をお支払いできない主な場合

【次の事由によって生じたケガ】

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間に生じた事故
- 被保険者が道路交通事故法第65条1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じたケガが、当社が保険金を支払うべきケガの医師による治療によるものである場合は除きます。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 上記以外の放射線照射または放射能汚染 など

【次の障害】

- 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒
- 日射またはめまいによる障害等、急激かつ偶然な外来的事故によらないもの
- 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状で医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見)のないもの など

## ●競技中・練習中だけではなくグラウンドへの往復中、合宿・遠征中の事故も補償します\*。

\*見舞費用の対象となるのは「スポーツチームの管理下」での競技中のみです。

●職場や地域の同好者により親睦、健康保持等を目的として結成された、次のスポーツを行うスポーツチームがお引受けの対象となります。

- ①野球
- ②ソフトボール
- ③バレー・ボーラー(ビーチバレー・ボーラーを含みます)
- ④サッカー(フットサルを含みます)
- ⑤ゲートボール

(注1)不特定多数のスポーツをするチーム(いわゆる「スポーツ同好会」など)はお引受けの対象となりません。

(注2)保険の対象となるスポーツチームの条件や補償内容・保険料などについては、各スポーツチーム総合保険差込保険料表をご覧ください。

## 見舞費用 (見舞費用補償条項)

【事故例】  
チームメンバーが相手チームのプレーヤーにケガをさせました。  
この場合、法律上の損害賠償責任は負いませんが、謝罪するだけでは問題が解決しない場合もあります。



スポーツチームの管理下での競技中にチームメンバーが相手チームのプレーヤー、審判、観客の方など他人(同一スポーツチーム内の他の被保険者を除きます)によりケガをさせた場合、法律上の損害賠償責任が発生しないのが一般的です。このような場合に慣習として支払う見舞金(弔慰金を含みます)として次の保険金をお支払いします。

●死亡保険金…事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額(既に支払われた後遺障害保険金がある場合はその額を差し引いた額とします)をお支払いします。

※既に後遺障害に係る見舞費用保険金をお支払いしている場合は、その額を差し引いた額を限度とします。

●後遺障害の場合…生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、後遺障害の程度に応じて、2万円~50万円をお支払いします。

●入院の場合…生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、入院した場合に、入院の日数に応じて、1万5千円~20万円を限度にお支払いします。

●通院の場合…生命または身体を害された被害者が、その直接の結果として、通院(往診を含みます)した場合に、通院の日数に応じて、5千円~6万円を限度にお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。

(注1)見舞費用のお支払いについては事前に当社の承認が必要です。

(注2)見舞費用の対象となるのは「スポーツチームの管理下」での競技中のみです。

下記【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

## 臨時費用 (臨時費用補償条項)

【事故例】  
チームメンバーが遠征中にケガをし、現地の病院に入院した。  
この場合、そのメンバーのご親族は看護のために交通費や宿泊費等の不意の出費を余儀なくされます。



チームメンバーがスポーツチームの活動中に「傷害事故(傷害補償条項)」に記載のケガを被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院(医師が必要と認めた入院治療をいい、単なる検査入院を除きます)した場合または死亡した場合、そのチームメンバーまたはチームメンバーの親族が負担した交通費、宿泊費、移送費、諸雑費につき、ケガを被った被保険者1名について20万円を限度として、費用を負担した方にお支払いします。

(注)交通費、宿泊費については親族2名分を限度とします。この場合でも被保険者1名について臨時費用合計として20万円が限度です。

下記【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

## 保険金をお支払いできない主な場合

「傷害事故(傷害補償条項)」に同じ

【次の事由によって生じた事故による損害】

- 保険契約者または被保険者の故意による損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 同一チーム内の他の被保険者に対する事故

など

## (注1)この保険の対象となる「活動中」とは下記のものをいいます。

①スポーツチームの管理下※1におけるスポーツの競技中、練習中または指導中※2

②スポーツチームの管理下※1におけるスポーツの競技、練習または指導※2のため、チームメンバー※3の住所または職場と競技場または練習場との間の通常の経路の往復中

③スポーツチームの管理下※1におけるスポーツの競技、練習または指導※2のため、スポーツチームの責任者が指定する宿泊所に宿泊中※4

④上記③の宿泊に伴い、チームメンバーの住所または職場とその宿泊所との間およびその宿泊所と競技場または練習場との間の通常の経路の往復中

の連携動作の維持、向上等を目標に、スポーツの競技を行な際に使用される用具等を用いて繰り返し行われるものといいます。

⑤指導:他人の行なうスポーツの競技または練習に対し、指示、助言、監督等を行なうことをいいます。

## ※3「チームメンバー」

スポーツチームに所属するプレーヤー、コーチ、マネージャー、監督、部長などスポーツの競技、練習または指導に関与する方をいいます。この保険では、チームメンバーが被保険者(補償の対象となる方)となります。

## ※4「スポーツチームの責任者が指定する宿泊所に宿泊中」

その宿泊所に到着したときから退出するまでの間をいい、この間の外出中を含みます。

(注)見舞費用の対象となるのは左記※2①の「スポーツチームの管理下」での競技中のみです。

## (注2)日本国内で起きた事故に限り、保険金をお支払いします。

### 【複数のご契約があるお客さまへ】

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

\*複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

